

『年報』第五号において、ついに長年の課題であった『川崎警察署文書』を発行することができました。第四号まではその年の研究成果を各人の論文という形式で世に問うてきたわけですが、いわゆる史料集の発行をてがけたのは今回が初めてであり、やっと本会の活動も新たな段階を期することができたのではないかと思います。

現在、本会の例会は月に一度行われていますが、今回の発行にあたって主に夜の部の「県史を学ぶ会—明治編—」において『川崎警察署文書』を参加者全員で輪読し、討論を行ってきました。じつのところ全員が、当初から明治時代の文書の基礎知識をもっていたわけではなく、最初のうちは一度の例会で二三頁読むのがやっとでした。また、輪読をしながら事前に担当者が読みおこしてある原稿用紙を訂正していくわけですが、いわゆる史料集の校正原則（挿入や削除など）を十分に知らないことになり、学生などはけっこうの攻撃的になってしまったこともありました。それだけに、自分達が苦勞をして読みおこした文書が活字になることに大きな喜びと満足感をおぼえています。

しかし、『川崎警察署文書』の発行を通して我々は自分達の未熟さも感じることができました。『年報』第四号の「編集後記」において「理論は実証なくして真の意味で生命力をもちえない」と記しましたが、我々が十分にこの『川崎警察署文書』を読みこなし理論的に深めきったわけではありません。今後、さらに学習を進め、すでに『年報』第四号の特集において明らかにした一定の見解を集団的な討論のもと、さらに発展させる必要があります。

本会の初めての史料集の発行について、大方の叱正を乞う次第です。ですのでよろしく願います。

(文責・大湖賢一)

京浜歴史科研年報

第五号

発行日 一九九一年一月二七日

編集・発行

京浜歴史科学研究会

〒233 横浜市港南区港南台二―一―九―四〇七

奥田晴樹方 TEL 〇四五―八三一―五二七七

(郵便振替口座 横浜七一―五五三五)

印刷 合資会社 横浜 大気堂

横浜市中央区真砂町四―四〇